

随意契約理由書

神戸市

件名	西クリーンセンターごみピット火災消火装置補修
契約業者名	能美防災株式会社
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の相手方を選定した理由 西クリーンセンターのごみピットと呼ばれるごみ貯留場所においては、マッチや適正に分別されなかったリチウムイオン電池等の搬入物が混入されると、ごみピット内で火災を引き起こすことがある。当該装置は、その火災を自動で検知し、放水銃による初期消火ができるように、発火監視装置及び放水銃装置で構成されているもので、火災から施設を守る重要な設備である。 上記業者は、当該装置を独自に設計、製作、据え付け、現地試験を行ったものであり、他社ではソフトウェアを含め、全体システムの機能や制御に関する技術的な情報を保有していないため履行することができない。 したがって、当該装置の補修は、上記業者と随意契約締結するものとする。	
担当部署 (問合せ先)	環境局西クリーンセンター (電話番号078-974-2005)